

第12回食の安全・安心の確保に関する条例検討会 概要版

未定稿

日時：H20.5.13(火)11:00 11:40

場所：議会棟6F601 特別委員会室

出席者：食の安全・安心の確保に関する条例検討会委員（11名）

資料：第12回食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書、

資料1 三重県食の安全・安心の確保に関する条例案（素案）の第二十三条、第二十四条及び第二十五条に関する議長調整案

別紙1 素案第二十三条第一項の規定の意義

別紙2 検討課題

資料2 「三重県食の安全・安心の確保に関する条例案（案）の第二十三条、第二十四条及び第二十五条に関する各会派意見一覧表

資料3 三重県食の安全・安心の確保に関する条例案（素案）

検討会議事録 概要版

委員：役選前の大変慌ただしの中お集まりいただき恐縮だが、より良い条例となるよう委員各位には深い議論をお願いしたい。

ただ今から第12回食の安全・安心の確保に関する条例検討会を開会する。前回、4月18日の検討会においては、条例案（素案）について、規制部分に係る第四章「安全・安心の確保」及び第五章「立入調査及び措置勧告」に関し、委員からそれぞれご意見をいただいたが、各委員間において合意を得るまでには至らなかった。そのため、今後の検討について議長に意見をもらってはどうかとの意見が出され、合意された。

これを受け、4月30日と5月9日の2度にわたり、私ども正副座長で正副議長に検討会の現在の検討状況を報告するとともに、今後の検討のあり方についてご相談申し上げた。

議長に相談した結果について説明する。議長からは、主に3点において要請があった。

1点目として、わが県の名産品である赤福の事件が全国民に食への不信を増大させた影響は大きく、その後も中国製の冷凍食品による深刻な健康被害や食に関する偽装問題が相次いで起こっていることから、消費者に対して食の安全の確保や安心感のさらなる醸成を図ることが求められている。

また生産者をはじめとする県内の供給者においても三重県産品が安全であることを県内外に情報発信し、県産品の信頼性をさらに高めることへの期待がますます高まっている。

こうしたことから、規制条項を排した理念条例では、その期待に応える

ことはできないと考える。

2点目として、議論の経過を聞くと、4月以降平行線のままで、これ以上時間をかけても事態の打開はできないと判断した。このため、各会派の意見を勘案し、合意形成できる余地が見出せる2つの案を議長調整案として提案させていただくので、ぜひともこの2案を軸に2週間以内で早急に検討会として結論をまとめていただきたい。

3点目として、議提条例はこれまで議論を尽くし、すべて全会一致でまとめてきている。しかし、残念にも2週間以内で合意に至らない場合は、極めて異例のことになるが、賛否をとって、検討会として結論を出していただきたい。

以上の要請があった。

このため、本日の会議の進め方としては、最初に議長から提案されました調整案を説明した上で、委員各位に協議いただきたい。

なお、議長に検討会の現状を報告するため、事前に各会派のご意見を事務局に確認させたが、参考のためそれを資料2としてお手元に配付。

資料1は、議長から提案があった第23条「出荷・販売の禁止」、第24条「自主回収の報告」及び第25条「回収に係る指導等」の規定に関する調整案である。それ以外は、素案と同様。

資料1について説明

なお、議長としては、自主回収に係る情報を公表しないで県民の納得を得られるのか、県民への不安あるいは三重県産食品等への不信を与えるのではないかというご意見で、2案提示はされたが、個人的にB案は望ましくないというお考えであるということだった。

では、委員のご意見を承りたい。

委員：ここまで整理いただいた正副座長に敬意を表すとともに、議長が調整案を提示され、2週間以内に結論を出すようにとの要請であったということに重く受け止めたい。議長の意向に添いたいと考える。ただ、わが会派も検討会に4人（の議員を）出しているが、時間をいただいて会派の中で議論をしたい。第23条第2項、第24条第1項第2号についても議論の余地があると言っているとおり、柔軟に対応したいと考えている。ぜひ議長の思いを結実させたいと考えている。

委員：自民・無所属議員団としては、まず正副座長のお骨折りと、議長が調整案を出されたことに敬意を表したい。私どもも（自民・無所属議員団）案を提示しているので、今回は会派へ持ち帰りとしたい。賛否については議長の意向を尊重しつつ、会派として結論を出したいと思う。

委員：ここまでご尽力いただいたことに感謝する。A案及びB案をしっかりと読ませてもらい、賛否もやむを得ないという議長のご発言を重く受け止め

る。会派へ持ち帰り、中で議論をして判断したいと思うのでそのようによろしくお願いしたい。

委員：でき得れば全会一致でという議長の期待に応えたいと思う。

委員：ここまでの調整案を提示された正副議長及び正副座長に敬意を表する。会派に持ち帰って検討した上で、次回の検討会に参加したい。ただ、自主回収の報告と公表についてだが、入口と出口は一つにした方が、議長も言われるように、消費者の信用や信頼の確保の観点から、望ましいと思う。方向として、公表すべきと考える。県民等に提供する情報については規則等で適切に定めるよう、この条文については検討したい。この条例案は、消費者にとっての安全・安心の確保及び生産者による供給の拡大を目指すものである。この二点を大切にしたい。会派内でよく検討したい。

委員：この条例案は、三重の食の安全・安心をきちんと規定し、生産者と消費者を信頼で繋いでいくというもののはず。この議論の間、私もいろいろな団体等から話を聞き、それらの団体がそれぞれの思いをお持ちであるということを知った。論議が長引くことで互いの信頼を失うことになるのではないかと懸念するので、この条例案を早急にまとめる必要があると考える。「疑い」については（A案及びB案で）削除することとなっているが、本来の信頼の確保に関することなので、一番問題になる点と考える。この点について、もう少し論議を行いたい。この条文はこの条例案の骨格となってくる。「疑い」をどうすればいいかが決まればその他の論点はおのずからまとまるものだろう。私たちの意見をまとめさせてもらう時間をいただきたい。

委員：会派のバランスを考えて指名をさせてもらった。議長の要請を真摯に受け止めてもらって会派でよくご議論いただきたい。そして次の段階で思いを表明していただけるものと、解釈している。よろしくお願いしたい。

委員：少し「疑い」について、「『疑い』は科学的根拠がなく曖昧な規定であり、また、零細な農業者等が科学的に『疑い』の有無を証明することは現実的に不可能である」などとの説明になっているが、この点について、どのような議論があつてこのような説明となり、削除するとの案になったのか、その経緯を教えてください。

委員：当初は、「疑い」のあるものについては自主的に出荷しないようにしようということで設けた規定であるが、いろいろと調査する中で、生産者が生産したものについて「疑い」があるということについて根拠となるものを十分に持ち得なければ実際の運用が困難ではないか、大企業等ならいざしらず、実際には三重県では零細な農家が多く、それらの方々が本当に自身で「疑い」の有無を判断できるのか疑問である。「疑い」の有無を科学的根拠に基づいて生産者が判断することができるのか、現場の状況に照らし

合わせてこちらとしても自信が持てなかったためだ。この点について事務局からさらに詳しく説明するように。

事務局：別紙1にあるように、食品衛生法で禁止されたものとは例えば農薬の残留量が基準を超えているものなどであるが、規定すると、生産者が基準を超えているかいないかを一旦自ら判断しなければならないこととなるので、そこまで生産者にさせるのは過度な負担を負わせるものではないか、現実的に対応が難しいのではないか、現場に混乱を招くのではないかと判断したものである。

委員：「疑い」のあるものを出さないのはプロとして当たり前のことである。そのことが担保されているということを中心に規定しようという趣旨のはずだった。それが変な方向になってきている。消費者としては、生産者が間違っただけをしない、間違っただけを撒いていないなどということ担保するための規定だった。「疑い」をなくして、その後の自主回収を担保できるのか。「疑い」をなくすのであれば別のものを入れるなど検討する必要があるかと考える。また、生産者としても変なものを使ったら出荷しないということ当たり前のようを書いただけのことだ。これを落とすと、生産者が「疑い」のあるものを、出荷しなければならない、自主回収できないなどそっちの方向へ追い込んでしまう可能性がある。このような切り出したものではない一貫したものを見て検討したい。

委員：他に意見はないか。

なければこの辺で締めたいと思う。できたら全会一致で検討会の意見を出したいと思う。もし合意できるのならこの調整案を元にしていただきたいということをお含みの上、会派で十分に議論をしてもらい、次回に意見を持ち寄っていただきたい。検討会はこれまでとし、引き続き次回の日程調整のため委員協議に入る。

以上